

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (平成30年法律第104号) (抜粋)

(教育及び普及啓発)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育(食育を含む。)並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(医療計画等の作成に当たっての配慮等)

第十九条 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3 (略)

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令(令和元年政令第170号)第8条第9号)

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和4年度予算額(案) 775百万円】
(令和3年度予算額 924百万円)

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈166百万円(167百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈38百万円(38百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈218百万円(313百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈10百万円(10百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈99百万円(102百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈37百万円(37百万円)〉

□ 栄養サミット2020を契機とした食環境づくりの推進

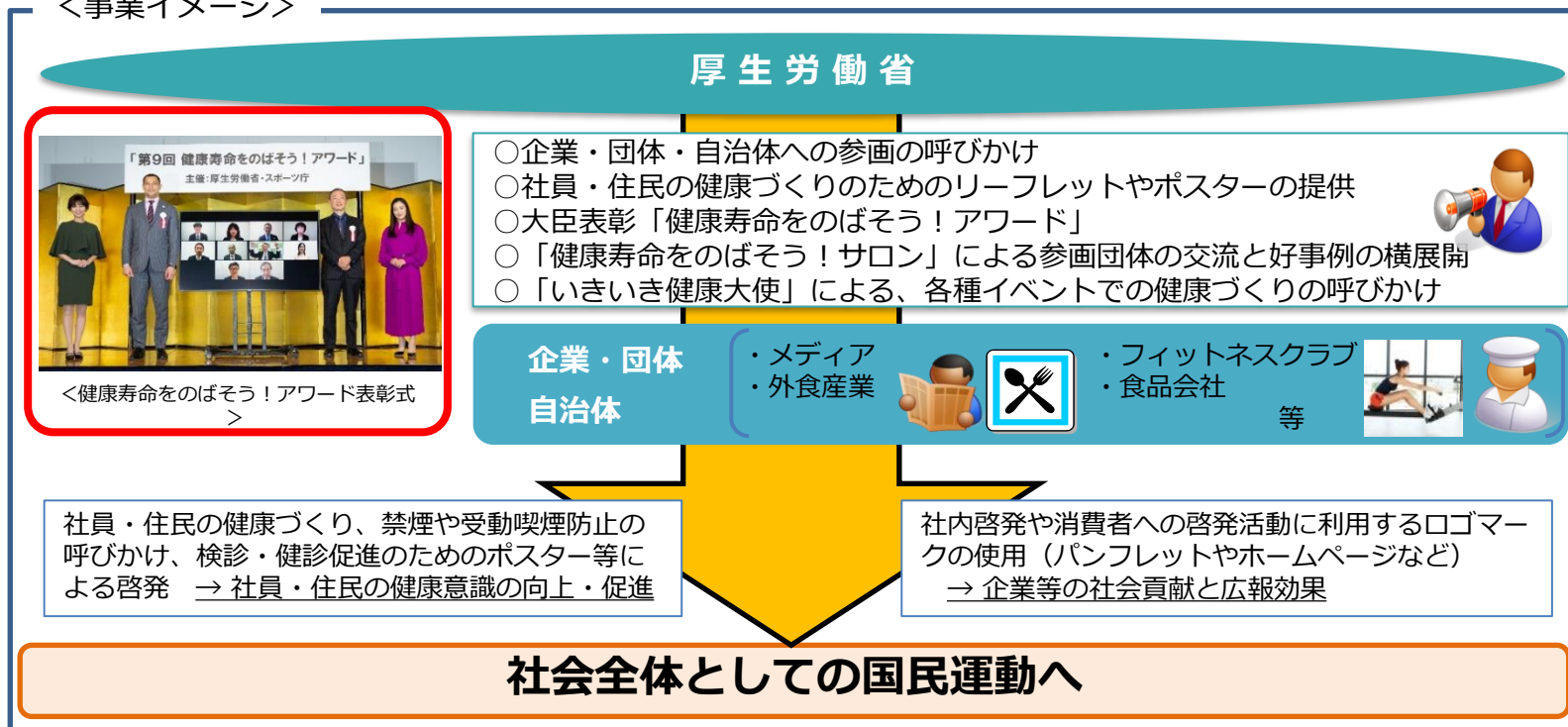
- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業〈55百万円(新規)〉
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈47百万円(47百万円)〉

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞



活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業

令和4年度予算額(案): 55百万円(新規)

【背景】

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けた健康寿命の延伸のため、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務。
- 食環境づくりに関する近年の国際的な議論では、健康面・環境面の両方を考慮した対策が必要とされている中、事業者・消費者とも行動変容が重要となるが、こうしたことの社会認知はまだ決して高くないと推測される。

(事業者について)

- 「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」で取りまとめた方向性等を踏まえ、健康的で持続可能な食環境づくりを行うための産学官等連携体制を構築し、取組を本格始動することとしている。
- この取組の着実な推進に向けて、令和4年度も引き続き本体制を運営しつつ、多くの事業者から参画を得るための普及啓発等を行う必要がある。

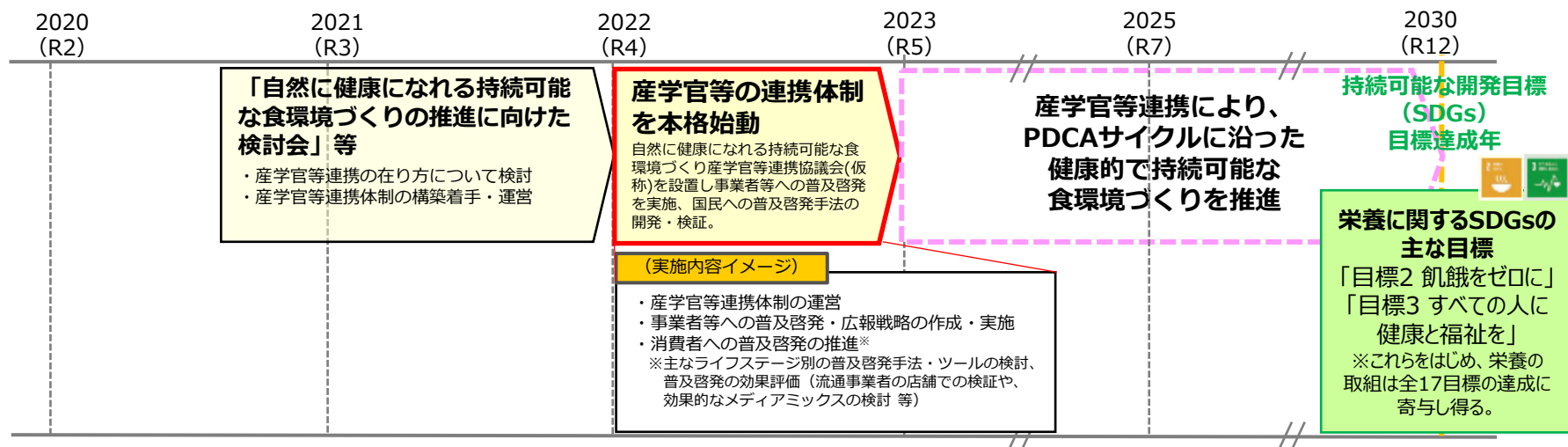
(消費者について)

- 個人の健康関心度等は多様である中、健康的で持続可能な栄養・食生活の重要性や実践方法について、個人の関心度に応じた普及啓発が必要となるが、効果的な手法は開発されていない。

【主な事業内容】

- 令和3年度に引き続き、健康的で持続可能な食環境づくりを行うための産学官等連携体制を運営するとともに、より多くの事業者の参画を得るための普及啓発・広報戦略を作成し、実施する。
- 健康的で持続可能な栄養・食生活の実践に向け、主なライフステージの消費者への普及啓発手法やツールの検討・効果評価を行う※。

※ 本食環境づくりに参画する流通事業者の店舗での検証や、効果的なメディアミックスの検討など



8020運動・口腔保健推進事業

令和4年度予算案 811百万円
(令和3年度予算 731百万円)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価報告書(平成30年9月)において、地域格差や社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標:50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標:90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業 100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

〔 補助対象:都道府県
補助率:定額 〕

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

706,553千円(629,497千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。〔補助率:1/2〕

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3) 調査研究事業

・ 歯科口腔保健調査研究事業
・ 多職種連携等調査研究事業

〔 1)～3)の補助対象:都道府県、保健所を設置する市、特別区 〕

- 4) 口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業

- ① 歯科疾患予防事業 **【拡充】**
- ② 食育推進等口腔機能維持向上事業 **【拡充】**
- ③ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 **【拡充】**
- ④ 歯科口腔保健推進体制強化事業 **【拡充】**

※4)の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整

3. 歯科口腔保健支援事業 **【拡充】**

3,572千円(1,021千円)

- 1) 地方公共団体、住民(国民)等に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
 - ・ 食育関係等各種イベントでの情報提供、セミナーの開催 等
- 2) 8020運動の成果等を踏まえた、次期国民歯科保健運動の展開
 - ① 次期国民歯科保健運動の展開に向けた取組の実施(委託事業)
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施及び歯科口腔保健の推進に資する親しみやすいキャッチフレーズの提案
 - ・ より多くの関係機関等と連携した面的かつ効果的な普及啓発の実施及び歯科口腔保健の推進のための基本的な方針や目標・計画等の広く国民へ分かりやすい情報提供 等
 - ② 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に関する検討
 - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

